意見陳述書

2021年8月10日

審査請求人ら代理人 弁護士 谷 英 樹

1 はじめに

本件で問われているのは、司法書士法人新宿事務所(以下「新宿事務所」という。)が受任した過払金返還請求事件が 140 万円超え過払であると判明した後に弁護士法人ベリーベスト法律事務所(以下「ベリーベスト」という。)に事件が引き継がれる際、ベリーベストが新宿事務所がそれまでに作成した業務成果物を譲り受け、また、新宿事務所に裁判書類作成業務を委託する対価として 1 件につき 19 万 8000 円を支払ったことが新宿事務所に対する報酬清算として適法なのか、紹介料の支払として違法なのかという点です。

東京弁護士会は紹介料の支払として違法とし、ベリーベストとその代表社員 2名を業務停止 6月の懲戒処分としました。しかし、本件の事実関係に照らしてこの 19万 8000円を紹介料と認定することは明らかに間違いであり、東京弁護士会がした懲戒処分は取り消されなければなりません。

司法制度改革で司法書士に簡易裁判所代理権が認められたのは訴額 140 万円以下の範囲であるところ、代理権超えの事件について弁護士への引継ぎが生じることは必然です。本件は「司法書士の代理権超えが生じた場合にいかにして隣接士業が依頼者のために協働すべきなのか」という司法書士・弁護士業界のみならず司法サービスの利用者である市民の重大な関心事を扱うものです。本件を検討するに当たっては、どうすれば司法サービスの利用者である市民の利益になるのかという視点が欠かせません。しかし、東京弁護士会は、弁護士と司法書士が仕事を奪い合う中で、迅速にできるだけ多くの過払金を回収したいという依頼者の利益を図るために新宿事務所と提携したベリーベストを是が非でも懲戒にせんと「結論ありき」で紹介料だという無理筋な認定をしました。そこにあるのは士業間の職域争いに汲々とする余り、司法制度改革を受けて司法書士と協働して市民のためにより良いリーガルサービスを提供しようとする革新的勢力を叩いて牽制しようとする弁護士会の姿であり、司法サービスの利用者である市民の利益を図ろうとする弁護士会の姿ではありません。

日弁連の懲戒委員会におかれては、19万 8000 円が紹介料として認定されるべきものかを本件の事実関係に照らして、また、何が依頼者の利益になるのかという視点を踏まえて、公平・公正な判断をして頂きたいということをまず冒頭で申し述べます。

2 19万 8000 円を紹介料と認定するのは誤りであること

(1) 東京弁護士会は、ベリーベストが新宿事務所から引き継ぐ成果物は新宿事務所が依頼

者から受任した業務として作成したものである以上、ベリーベストが新宿事務所に業務委託をして成果物の引継ぎを受けたものとは説明できず、その成果物の引継ぎの対価の清算は新宿事務所と依頼者との間でなされるべきで、依頼者に無断でベリーベストが清算をすべき筋合いにないとしました。

しかし、依頼者は、過払金を回収したら成功報酬を支払うとの合意の下、新宿事務所に過払金回収を依頼したのです。過払金も回収していないのに途中で放り出されて後は弁護士を自分で探してくれ、代理権の範囲を超えて辞任せざるを得ないからそれまでの対価を清算してくれ、そうしないと成果物は引き渡さないと新宿事務所に言われても依頼者は困惑するだけです。依頼者の立場に立てば、東京弁護士会が述べる「べき論」は現実を無視しています。新宿事務所から成果物の引継ぎを受けられなければ弁護士の下で同じ作業をやり直すことが必要ですが、それでは依頼者にとって無用な時間や労力のコストがかかり、過払金の回収が遅れてしまいます。依頼者とすれば、新宿事務所が代理権の範囲を超えて辞任をせざるを得ないのであれば信頼できる弁護士に引き継いでもらい、早く過払金を回収してもらいたいと考えるのは当然です。その際に弁護士が新宿事務所から成果物を引き継ぐに当たり、過払金を回収した場合に自らが受領する成功報酬を引当に、弁護士自身がリスクを負担して「成果物の引継ぎの対価を依頼者に代わり新宿事務所に清算してくれるのであれば、依頼者にとって何の損もありません。

東京弁護士会は、依頼者ではなくベリーベストが支払うことを問題にしますが、ベリーベストは依頼者の新たな代理人で、過払金を回収した場合にその中から成功報酬を受領できる点では依頼者と経済的に一体の関係にあります。過払金を回収した場合に自ら受領する成功報酬を引当に、依頼者に代わって弁護士が自らのリスク負担で対価を清算することを禁止する理由はありません。弁護士が自らの費用負担で成果物の引継ぎの対価を新宿事務所に支払う以上、依頼者に無断で支払をしたからといって、それが問題視されることもないはずです。日本と同様に弁護士による紹介料の支払を禁止するルールを有するアメリカでも、このような後任者から前任者に対する業務報酬の清算は紹介料の支払に当たらないとの見解が示されており、この点は審乙第7号証の2で提出したスティーブン・ギブンズ外国法事務弁護士・上智大学教授の意見書を参照して頂きたいと思います。

本件の業務委託契約書は、新宿事務所がそれまでに作成した業務成果物をベリーベストに有償で引き継ぐことについて、ベリーベストから新宿事務所への業務委託という構成で表現されていただけのことで、実質は業務成果物の譲受けに他なりません。業務委託としては説明できないから紹介料だというのは単なる「揚げ足取り」でひっかけようとするもので、きちんと実質を見て判断することが必要です。

¹ ベリーベストが実際に得た成功報酬が19万8000円に満たなかった場合は、新宿事務所に支払った19万8000円との差額はベリーベストが負担して、その分は持出しとなっていました。

(2) 東京弁護士会は、ベリーベストは依頼者から報酬を受領する前に新宿事務所に 19 万 8000 円を支払っていたから、その支払は紹介料だ、他の趣旨が併存するとしても紹介 料の趣旨が含まれているとしますが、こんな馬鹿な理屈もありません。

典型的な紹介料は紹介された案件から得られる報酬の何%を支払うなど、弁護士による報酬の受領と紹介料の支払が紐付いていることがほとんどです。ベリーベストは、140万円超え過払を引き継ぐに際し、実際に新宿事務所にそれまでの業務成果物と裁判書類(単独原告用の訴状等一式)を納品してもらっていたからこそ 19万 8000 円を支払ったのであり、このことを直視すれば、この支払が業務成果物を譲り受け、また、裁判書類作成業務を委託したことの対価であることは明らかです。適正な対価が清算されなければ成果物が引き継がれないからこそ、ベリーベストは依頼者から報酬を受領する前に新宿事務所に 19万 8000 円を清算したわけです。これを紹介料だ、紹介料の趣旨が含まれるというのは決めつけもいいところです。

(3) 東京弁護士会は、新宿事務所と依頼者との間で成果物に係る業務は無償であると委任 契約に明記されているから、本来、依頼者との関係で新宿事務所が対価を請求できない のに、ベリーベストが新宿事務所に対価を支払っているのは紹介料に他ならないと考 えています。

しかし、新宿事務所と依頼者との間で合意されていた完全成功報酬制は途中で140万円超え過払であることが判明して辞任せざるを得ない場合にも当然に適用されるものではありません。この点は、東京弁護士会懲戒委員会に提出した弁明書(3)と貴委員会に提出した主張書面(4)で詳述しており、審乙第23号証で民法学者である平野裕之教授も同旨の意見を述べられていますので、それらをご参照していただきたいと思います。

また、新宿事務所と依頼者との間の委任契約では〈〈お客様のお借り入れに関する資料の代理取得及び調査〉〉に関する報酬・実費・手数料は無料との条項がありますが、これはあくまでも過払金の調査とその結果の報告までは無料ということを定めているだけで、引き直し計算書のデータを始めとした新宿事務所が業務を遂行する中で作成した成果物を無料で引き渡すことまで定めているものではありません。この点は、貴委員会に提出した審査請求書と主張書面(4)で詳述しており、審乙第23号証で平野教授も同旨の意見を述べられていますので、そちらを参照して頂きたいと思います。

新宿事務所は、過去に、途中で140万円超え過払であることが判明して辞任せざるを得ない場合に、それまでの業務に対する報酬と新宿事務所が引き受ける裁判書類(単独原告用の訴状等一式)の作成に対する報酬を一律19万8000円で清算することを依頼者と合意していました。そして、その19万8000円については、当時事件を引き継いでいた弁護士が依頼者に代わって支払っていました。しかし、貸金業者が依頼者に接触して新宿事務所との委任契約書を入手して、19万8000円を支払ったのは事件を引き継いだ弁護士だと依頼者に確認し、そのことを過払金返還請求訴訟の中で非弁提携などと

言い立てて場外戦を仕掛けて過払金回収を遅らせるという事態が生じました。そこで、新宿事務所と当時に事件を引き継いでいた弁護士が協議の上、新宿事務所と依頼者との間の委任契約書に 19 万 8000 円のことを記載するのはやめ、新宿事務所と弁護士との間の合意に基づき 19 万 8000 円を支払うことにしたという経緯があります。ベリーベストは、そのような経緯があることも理解して、これと同じ方法で新宿事務所に 19 万 8000 円を支払うことにしたのですが、従前は依頼者と行うこととしていた報酬清算を、事件を引き継ぐ弁護士と直接行うようになっただけのことで、実質的に同じことをしているだけです。依頼者との関係で新宿事務所が請求できないものをベリーベストが支払ったという関係にはなく、紹介料の支払だと言われるような事情はありません(詳細は貴委員会に提出した主張書面(4)を参照)。

東京弁護士会は、ベリーベストから 19 万 8000 円を支払うことを依頼者に説明して同意を得ていた事実がないことを問題視しますが、先に述べたとおり、弁護士は、過払金を回収した場合に受領する成功報酬を引当に自らのリスクで新宿事務所に報酬清算をしているのですから、依頼者に説明して同意を得る必要はありません。

(4) 東京弁護士会は、ベリーベストが新宿事務所に委託していた裁判書類作成業務についても必要性に疑義があり、合理性が認められないとしました。

しかし、140万円超え過払について、元利金満額の回収を図るためには訴訟を辞さない強気の交渉が必要で、交渉が決裂した場合に直ちに訴訟提起をする必要があります。当時のベリーベストの人員では、新宿事務所から引き継がれる大量の 140 万円超え過払につき直ちに訴状等一式を作成して訴訟提起をすることは困難であった反面、新宿事務所からの引継ぎがいつまで続くのかも分からない中で、人員と体制を強化するための投資に踏み切ることもできませんでした。そこで、ベリーベストは、その事件に関する争点を把握していて、過払金返還請求訴訟に関する専門的な知見とノウハウを有する新宿事務所に裁判書類作成業務を委託し、その支援を受けることとしたのです。裁判書類作成業務に関する業務委託に必要性と合理性が認められることは疑いの余地がありません。

(5) 東京弁護士会は、19万8000円の対価の相当性も疑念があるとします。

しかし、先に述べたとおり、新宿事務所は、過去に、140万円超え過払であることが 判明するまでの業務に対する報酬と新宿事務所が引き受ける裁判書類(単独原告用の 訴状等一式)の作成に対する報酬を一律 19万 8000 円で清算することを依頼者と合意 していました。ベリーベストは、それに加えて、新宿事務所に裁判書類(共同原告用の 訴状等一式)の作成という最も作業ボリュームのある業務まで行ってもらうこととし た上で、新宿事務所に支払う対価をなおも 19万 8000 円に据え置いたのです。

実際に新宿事務所と依頼者との間で 19 万 8000 円での報酬清算が合意され、ベリーベストはそれ以上の業務を新宿事務所に委託しているにもかかわらず、この 19 万 8000 円の対価が著しく不相当に過大と言える事情はどこにもありません。19 万 8000 円とい

うのは、新宿事務所が行う業務の内容に照らしても、司法書士の報酬相場に照らしても 著しく不相当に過大であると言える金額ではありません。

(6) 東京弁護士会が 19 万 8000 円を紹介料と認定したことは誤りであることは、ベリーーベストがこれまで主張した書面で詳述してきましたが、ここで述べただけでも、その理由付けが破綻していることは明らかです。

3 司法制度改革との関係

平成14年司法書士法改正は、司法書士に簡易裁判所代理権を付与し、国民生活の利便性を向上させることを目的としています。司法書士に認められた簡易裁判所代理権は訴額140万円以下という限定があるため、どうしても後になって代理権超えであることが判明して司法書士が辞任を余儀なくされる事態が生じます。国民生活の利便性を向上させるという目的を貫徹するには、代理権超えであることが判明して司法書士が辞任せざるを得ない場合に、事件が円滑に弁護士に引き継がれるようにすることが求められます。辞任を余儀なくされる司法書士としても、代理権超えになったから後は知らないで済まされるはずもなく、引継先となる信頼できる弁護士を用意しておき、代理権超えであることが判明した場合には弁護士を紹介し、依頼者が同意すれば事件を引き継ぐ体制を整えることはサービス業として当然に求められることです。

この場面で、弁護士が司法書士からそれまでに作成した業務成果物を引き継ぎ、また、司法書士が適法に行うことができる業務の助力を得ることは、隣接士業が協働して依頼者の利益を実現する観点から非常に重要な問題です。この業務成果物の引継ぎと業務委託に伴う対価の清算を安易に紹介料と判断されては、司法書士から弁護士に事件が円滑に引き継がれなくなる結果、司法サービスの利用者である市民の利便性は著しく害されることになってしまいます。強調しておきたいのは、弁護士法72条や27条、弁護士職務基本規程13条を持ち出して司法書士から弁護士への事件の引継ぎに伴う対価の支払を威嚇し両者の分断を図るのは、士業が協働して市民に良質なリーガルサービスを提供するという視点から言えば、何も依頼者の利益にならないということです。そのようなことは弁護士の職域確保のためにしているとの非難を免れず、国民の支持を到底得られるものではありません。

平成14年司法書士法改正後、日弁連には日司連と協議して司法書士の代理権超えとなる事件が円滑に弁護士に引き継がれるようにするためのガイドラインを策定することが求められていたはずです。しかし、実際は約20年にわたりこの協議は一向に進んでいません。そのようなガイドラインがないために、外部の弁護士の意見も聴いて19万8000円ならば紹介料に該当しないと慎重に判断してベリーベストが支払った19万8000円を紹介料であるとこじつけ、一罰百戒のための見せしめにして、司法書士との提携に対する抑止的効果を狙うことが東京弁護士会や日弁連のやるべきことだとは思えません。先に述べたとおり、本件の事実関係の下では19万8000円が業務成果物の引継ぎと裁判書類作

成業務の委託の対価として著しく不相当に過大という事情はないのです。

本件の審査に当たっては、このような事案で紹介料であると判断することが司法書士と弁護士の協働に対する極めて重大な萎縮的効果を及ぼし、司法制度改革の趣旨に悖る結果となりかねないことも肝に銘じて、適正な判断をして頂きたいと思います。

4 東京司法書士会の判断との食い違い

東京弁護士会では、ベリーベストが新宿事務所に 19 万 8000 円を支払ったことが問題になりましたが、東京司法書士会では、新宿事務所がベリーベストから 19 万 8000 円を受領したことが問題になりました。

この支払を行った側なのか、支払を受けた側なのかが違うだけで、事実関係は共通する 事案について、東京司法書士会はシロとしているのに、東京弁護士会はクロとしました。 この結論のアンバランスは何に由来するものなのか、東京司法書士会は、司法書士の職 域拡大に賛成だからその申し子とも言える新宿事務所を擁護したけれども、東京弁護士 会は、司法書士の職域拡大に反対だから新宿事務所の代理権超え事件の引継ぎに協力し て利敵行為に走ったベリーベストを懲らしめたということなのでしょうか。市民からそ のような訝しい目を向けられることを懸念します。

曇りのない目で本件の事実関係を見れば、19万8000円が紹介料の支払でないとの結論 に容易に至るはずです。貴委員会には、東京弁護士会の不当な意図の下に行われた懲戒処 分を是正されるよう求めます。

5 本件の審査と弁護士自治との関係

弁護士懲戒制度は、弁護士自治の根幹をなす「公の権能」です。これが適正に行使されるべきことは釈迦に説法かもしれません。

しかし、東京弁護士会における綱紀委員会と懲戒委員会の議決の認定・判断は極めて杜 撰かつ恣意的で、ただ審査請求人らを懲戒にせんがための「結論ありき」の認定・判断が なされました。東京弁護士会は、審査請求人らを懲戒すべきでないにもかかわらず何らか の悪意の下に不当な懲戒処分をしましたが、これは弁護士自治権を濫用して不適正な行 使をした悪しき先例として歴史に汚点を残すものです。

弁護士自治は適正に行使されるからこそ、弁護士会・日弁連の手に委ねられていることを忘れてはなりません。弁護士自治権の濫用と不適正な行使は、弁護士自治を根本から揺るがす事態を招き、これを破壊することにつながります。

日弁連が東京弁護士会のした不当な懲戒処分の誤りを正し、自浄能力を示せるかを社会が見ています。

6 最後に

本件に関し、審査請求人らは、実体面について多岐にわたる詳細な主張をしてきました

が、東京弁護士会懲戒委員会に提出した弁明書(3)及び貴委員会に提出した審査請求書及び主張書面(4)を特にお読み頂きたいと思います。

また、証拠について、審査請求人酒井が審乙第4号証として提出した陳述書も熟読して 頂きたいです。

本件については、著名な学者や弁護士から審査請求人らの見解を支持する意見書が多数提出されています。これらも熟読して頂きたいです。具体的に言えば、懲乙第 5 号証で、元最高裁判事である 弁護士が、具体的な事実関係を踏まえて本件の19万8000円の支払は紹介料と認められないとの意見を述べ、司法制度改革に基づく隣接士業との協働の視点をもって慎重に本件を判断するように警鐘を鳴らしています。この隣接士業との協働を推進する観点から弁護士法 27 条や弁護士職務基本規程 13 条 1 項を解釈すべきことは、 弁護士のみならず、元最高裁判事である宮川光治弁護士や大野正男弁護士などの高名な弁護士や学者が、懲乙第 18 号証~懲乙第 26 号証で古くから問題提起をしています。

さらに、審乙第23号証で、民法学者の平野裕之慶應義塾大学法科大学院教授が、東京 弁護士会懲戒委員会が19万8000円を紹介料であるとした議決書の論理構成は民法解釈 として成り立っていないと明確に指摘した上、本件の事実関係に照らせば19万8000円 の支払は紹介料と到底目されるようなものではないとの意見を述べています。

審乙第7号証の2では、スティーブン・ギブンズ外国法事務弁護士・上智大学教授が、アメリカの弁護士倫理のルールでは本件の19万8000円の支払が紹介料になることはなく、これを紹介料とする東京弁護士会の判断はアメリカの弁護士倫理上のルールに照らすと支持できないとの意見を述べています。さらに、審乙第18号証では、代理人を務めている行政法学者の阿部泰隆神戸大学名誉教授が、行政法の見地から本件を「品位を失うべき非行」に当たるとして懲戒処分にするのは誤りであるとの意見を述べ、審乙第19号証では、刑法学者である西原春夫早稲田大学名誉教授が、東京弁護士会懲戒委員会の議決がとる解釈は一般に通用していない予測可能性を超えた新たな規範を定立したもので、東京弁護士会がした懲戒処分は予測可能性のない行為に対して不意打ち的な制裁を加えたものとして罪刑法定主義の見地から問題があるとの意見を述べています。

これらの著名な学者や弁護士が意見を述べられているとおり、東京弁護士会がした懲戒処分には重大な問題があり、直ちに取り消されるべきものだと確信しています。

貴委員会には、審査請求人らがこれまでに提出した主張と証拠を十分に検討し、公明正 大に審査を遂げて、正義に適う結論を出して頂きたいです。

以上